

15

景気対応緊急保証

〔急激な経営環境の変化により、資金繰りに支障が生じている中小企業に対し、一般の保証枠とは別枠の緊急保証〕

支援内容

保証限度額とは別枠化を図る制度です。

保証限度額

一般保証限度額		別枠保証限度額
・普通保証 (2億円)	+	・普通保証 (2億円)
・無担保保証 (8,000万円)		・無担保保証 (8,000万円)
・無担保無保証人保証 (1,250万円)		・無担保無保証人保証 (1,250万円)

保証率は、0.8%以下で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

支援対象

経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、以下の要件を満たす者

- 最近3カ月間の月平均売上高等が前年同期に比して3%以上減少していること
- 原油等価格の高騰により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと
- 最近3カ月間の売上純利益率又は営業利益率が前年同期比で3%以上減少していること
- 新型インフルエンザの影響を受けた後、3カ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少していること。
- 最近3カ月間の月平均売上高等が2年前同期に比して3%以上減少していること。

施策利用のポイント

原則として全業種が対象です(農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます)対象となる中小事業主の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村等の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出しなければなりません。認定後、希望の金融機関又は所在地の信用保証協会に認定書を持参し、保証付融資を申込みることになります。(金融審査後に融資及び保証が決まります)

問い合わせ先・申請先

(社)全国信用保証協会連合会 TEL 03-6823-1200
各都道府県信用保証協会